



熊本城は、1613年に豊前守・島津重豪によって築かれた。その後の歴史は、熊本藩の発展と、明治維新の戦い、そして戦後の復興と関係が深い。この城は、熊本県のシンボルであり、多くの観光客が訪れる場所である。

資料編



熊本藩の領土範囲を示す地図。1613年に豊前守・島津重豪によって築かれた熊本城を中心に、周囲の領土が示されている。

「歴史・暮らしが輝くまちづくり」

石岡は、これまでの歴史の中で、広域的な政治、文化、経済の中心を担う都市として、時代に応じた役割を果たしてきました。奈良時代には常陸国の国府が置かれ、中世から近代にかけては、水運を活かした物資の中継拠点として醸造、製糸等の諸産業が栄えました。

中でもその中心市街地は、水戸に次ぐ県内第二の商都といえるほどのにぎわいのあるまちでした。

しかし、自動車社会の進展や郊外大型店の立地などにより、中心市街地は、次第に空洞化し、シャッターを閉めた空き店舗が目立つようになっていきます



○なぜ今、中心市街地の活性化か

石岡市民にとって、中心市街地は「石岡の顔」として大切な場所です。

「石岡のおまつり」が、毎年30～40万人を集めて行われています。市民や石岡を故郷とする者にとってかけがえないこの石岡最大の行事は、中心市街地のコミュニティを基盤として成り立っています。また、中心市街地の街なみには、地勢を活かした町立てや、人を引き込む商店の顔などの工夫が、随所にみられます。

これまで、中心市街地には、多くの人、ものが集まり、情報が交わされ、様々な文化がはぐくまれてきました。石岡の中心市街地が衰退することは、石岡の文化が衰退することです。

今、石岡のまちづくりの最重要課題として、中心市街地活性化への取り組みが求められます。



近世の道は、「天保年間府中町絵図（鈴木彬氏所蔵）」を元に推定作成

中心市街地の歴史的骨格

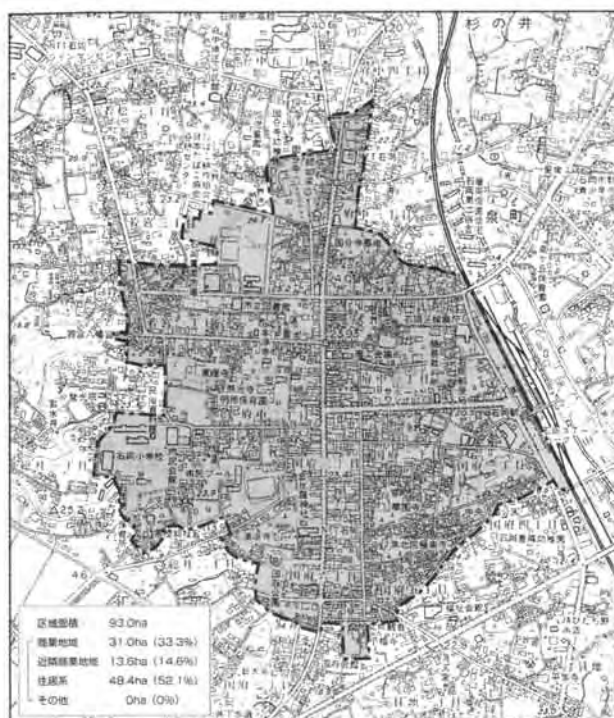


鈴宮稲荷



若宮八幡宮

○中心市街地の区域



対象面積は、93.0ha

本計画で対象とする中心市街地の区域は、国府1～3丁目、国府4～6丁目の一部、府中1・2丁目府中3～5丁目の一部、総社1・2丁目の一部、若宮1～3丁目の一部の区域で、中心市街地の商店会の区域、商業・近隣商業地域を包含する。

東を山王川、西を恋瀬川が流れる台地上にあり、区域内には、JR常磐線石岡駅、国分寺、神栄跡地、国衙跡推定地、常陸国総社宮等が含まれる。

○中心市街地の活性化に向けて

■人を引きつける魅力をはぐくむことが大切

利用しやすい、楽しい、歩きやすい、知的好奇心を満たす、住みやすいといった個々の魅力が交互に結びつき、全体的な魅力を創り出す。

■まちの特長を活かす

間口が狭く奥行きが長い地割りの利点を理解し、活かす。
木造建築のしっかりした骨組みを活かす。
石岡のおまつりなど、町の特長を見出し、活かす。

■市民や商業者自身の主体的な取り組みが重要

市民の生き生きとした取り組みそのものが、まちの魅力へとつながる。



中心市街地活性化のための個別事業

○交通アクセスの改善～

中心市街地と周辺をむすぶ

- ◇自動車と歩行者、自転車等が共存しながら快適に通行できる環境づくり
- ◇広域圏域の中心都市として、周辺市町村の住民も迎え入れられる環境づくり
- ◇県中央の交通の要としての環境づくり

事業名	
◇道路網の整備	
1	6号バイパス整備事業の促進
2	市街地環状線整備事業の促進

◇駐車場整備・誘導システム	
3	駐車場の整備
4	案内誘導表示の整備
5	交通安全施設整備事業
6	路上駐車防止のための啓発活動事業

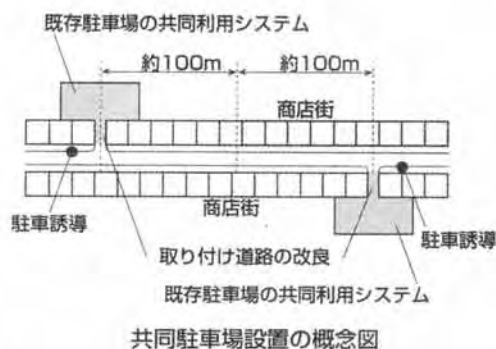
7	循環バス運行事業
8	リンリントウンプロジェクト (自転車利用の推進)

○商店街のみちづくり～

人と人をむすぶ

歴史の雰囲気を感じながら、買い物を楽しむ道筋として、伝統的な建物の美観を積極的に取り入れた街なみの形成をはかります。

事業名	
9	電線共同溝整備事業
10	電線共同溝整備事業 —駅周辺地区—
11	商店街顔づくり事業
12	歩道の整備
13	街路樹・街路照明整備事業



歩道の整備例

○商店街のみちづくり～ 人と人をむすぶ

事業名	
◇空き店舗に公共施設	
14 まちかど情報センター	
15 世代交流館	
16 ふるさと文化ギャラリー	
17 女性センター	
18 ときめき歴史蔵	
19 公衆トイレ整備事業	

◇空きスペースの活用	
20 空き店舗バンク設置事業	
21 新規出店者支援事業	
22 空き店舗等活用商店街ソフト事業	
23 テナントミックス事業	
24 高齢者等対応型ソフト事業	
25 新商品開発支援事業	

○歴史のみちづくり～ 歴史と今をむすぶ

石岡の歴史遺産の保全と調和に努めながら、歴史的景観に配慮した街なみの形成を図るとともに、自然素材の活用や沿道の緑化、要所にはポケットパークの配置などの環境整備により、快適な空間形成を図ります。

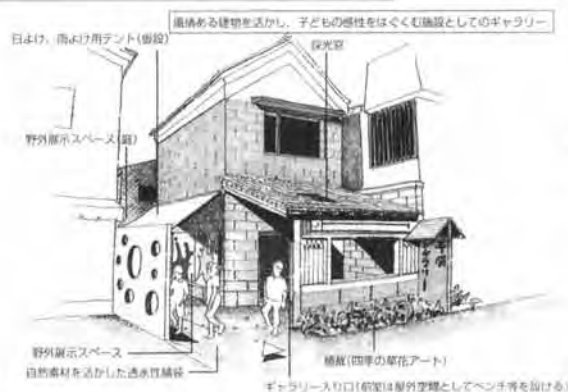
事業名	
26 歴史のみち整備事業	
27 花のまちづくり推進事業	
28 ポケットパーク整備事業	



商店街のみちの整備例



歴史のみち整備例(商店街裏通り型)



歴史的資産(蔵)の活用例



歴史のみち整備例

(生活密着型：神社周辺をポケットパークとして整備)

〔これらの図は、イメージを表するために作成したもので、このとおり整備するための計画図ではありません。〕

事業名	
29	文化財マスタープランの策定
30	歴史遺産保存事業
31	登録文化財制度推進事業
32	文化財整備基金の拡充
33	歴史遺産展示施設の整備事業
34	街なか情報マップとまちづくり情報誌発行事業
35	「ふるさと学習」の推進

〇街なか再生～ 表通りと裏通りをむすぶ

歴史的資源の保存と活用を図りながら、住宅、店舗、公共施設、駐車場、道路等を適切に確保するように中心市街地の土地利用再編を進めます。

事業名	
36	住宅供給促進事業
37	露地の環境整備
38	商店街パティオ事業
39	中町地区のミニ再開発(商業再編及びイベントのできる広場兼駐車場の整備)
40	神栄跡地の活用推進事業
41	◇駅周辺地区の整備 西友跡地及び駅周辺の再開発
42	駅前広場及び駅舎等の整備
43	上池(市民プール跡地)公園整備事業

〇活性化のための組織と運営

活性化施策の推進は、商工団体、市民団体、石岡市等の連携が不可欠であり、中心市街地活性化を推進するための組織の確立を図ります。

事業名	
44	中小小売商業高度化事業構想・計画策定事業 (※ TMO 構想・計画)
45	市民参加によるまちづくりの推進
46	後継者育成事業 (ICE・COLLEGE)

※ TMO とは Town Management Organization (まちづくり組織) のことであり、関係者の協賛、賛助等では対応しにくい課題を、一体的に整理、運営する組織です。



歴史のみち整備例(観光コース型)



露地の環境整備例(表通りと裏通りをつなぐ)



上池公園整備例

「これらの図は、イメージを表するために作成したもので、このとおり整備するための計画図ではありません。」

まちがど情報センター

～市民のITセンター～

- 大型ハイビジョンシアター
70インチの大型スクリーン

- インターネット体験

- 10～20人の市民の会議場
映像表現のできる会議室
★予約が必要となります。

- 市民サロンで情報交換
情報の宝島・市民サロン

- 市役所機能の窓口
市役所とテレビ電話で税金・
介護相談

Tel. 0299-27-5171

Fax. 0299-27-5172

住所 ◇ 〒315-0014 石岡市国府三丁目1番16号

開館時間 ◇ 午前10時～午後8時まで

休日 ◇ 木曜日（祝祭日を除きます。）

年末年始12月28日から翌月1月4日

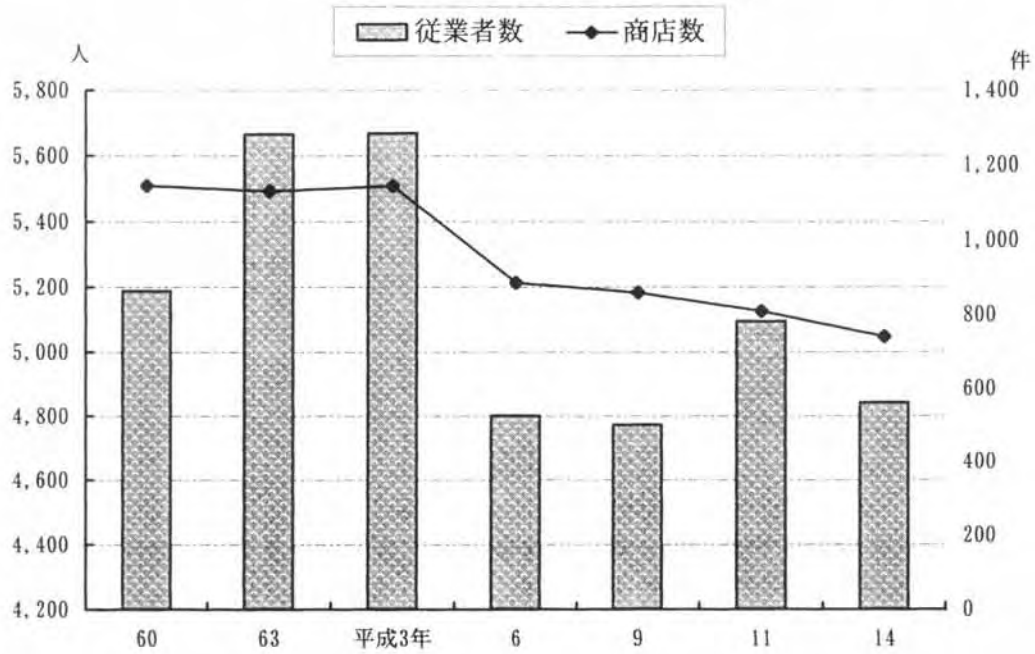


石岡市中心市街地活性化基本計画広報版

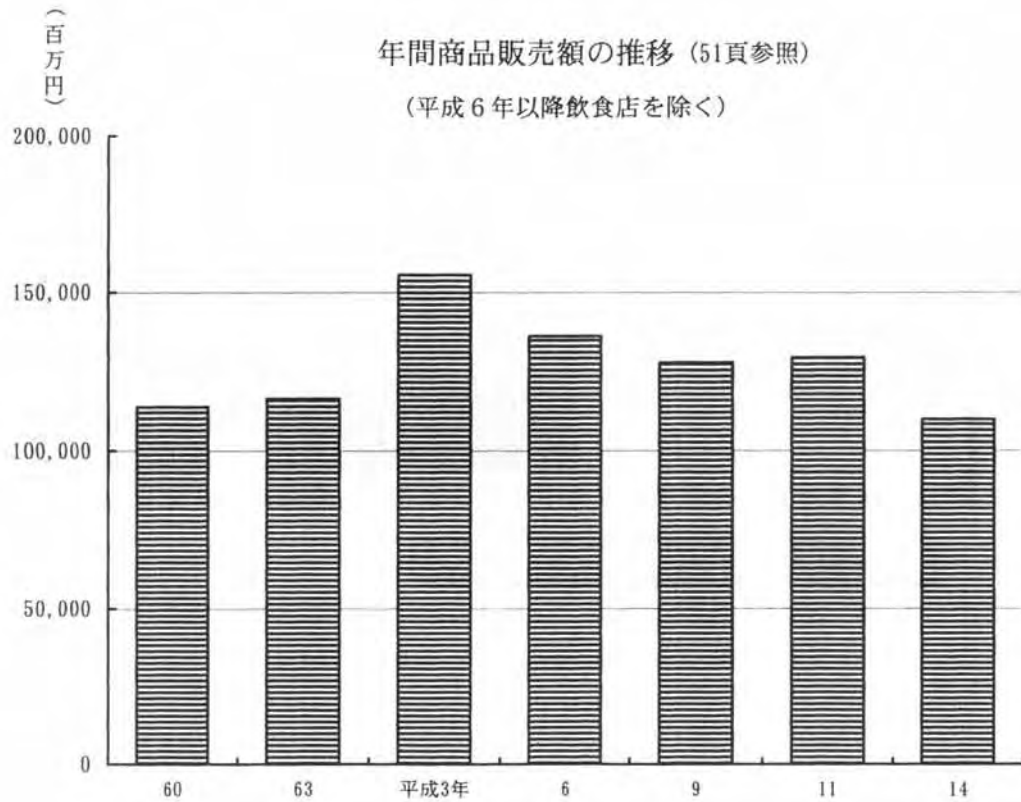
発行者 石岡市企画部企画課

〒315-8640 石岡市大字石岡3165-2 Tel.0299-23-1111

商業の推移 (50頁参照)
(平成6年以降飲食店を除く)



年間商品販売額の推移 (51頁参照)
(平成6年以降飲食店を除く)



3 位 置 ・ 地 勢

方 位	地 点	東 経	北 緯	距 離	市 役 所 の 位 置		
					地 名	経緯度	海 抜
極 東	小 井 戸	140° 20 ′	36° 10 ′	12.9 km		東 経	19.6 m
極 西	染 谷	140° 13 ′	36° 12 ′		大 塚	140° 17 ′	
極 南	井関・仲郷	140° 19 ′	36° 07 ′	10.4 km	3165-2	北 緯	
極 北	栄 松	140° 15 ′	36° 14 ′			36° 11 ′	

〈 石 岡 市 位 置 図 〉



5 人 口

世帯数・人口の推移

各年10月1日現在

年 次	世 帯 数		人 口			面 積	
		1世帯当 たり人員	総 数	男	女	(Km ²)	人口密度 (人/Km ²)
昭和 35年	7,316	4.75	34,758	16,523	18,235	63.31	549.0
40	8,548	4.30	36,789	17,595	19,194	63.31	581.1
45	9,866	4.00	39,508	18,888	20,620	63.31	624.0
50	11,487	3.80	43,679	21,179	22,500	63.34	689.6
55	13,369	3.58	47,829	23,371	24,458	63.34	755.1
60	13,895	3.53	49,059	24,066	24,993	63.31	774.9
平成 2年	15,024	3.37	50,618	24,904	25,714	59.70	847.9
3	15,526	3.30	51,243	25,296	25,947	59.70	858.3
4	16,021	3.24	51,959	25,630	26,329	59.70	870.3
5	16,278	3.21	52,320	25,838	26,482	59.70	876.4
6	16,614	3.16	52,565	25,943	26,622	59.70	880.5
7	16,677	3.16	52,714	25,991	26,723	59.70	883.0
8	16,898	3.12	52,746	25,981	26,765	59.70	883.5
9	17,113	3.09	52,864	25,992	26,872	59.60	887.0
10	17,363	3.06	53,058	26,109	26,949	59.60	890.2
11	17,497	3.03	52,938	26,004	26,934	59.60	888.2
12	17,250	3.05	52,568	25,732	26,836	59.60	882.0
13	17,548	3.00	52,630	25,717	26,913	59.60	883.1
14	17,780	2.96	52,712	25,771	26,941	59.60	884.4
15	18,080	2.92	52,856	25,882	26,974	59.60	886.8
16	18,335	2.89	52,937	25,938	26,999	59.60	888.2

資料：国勢調査・常住人口調査

人 口 動 態

単位：人

年 次・月	自 然 動 態			社 会 動 態			婚 姻	離 婚	死 産
	出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減			
平成 6 年	551	378	173	2,626	2,508	118	352	88	19
7	532	381	151	2,213	2,363	△ 150	352	73	18
8	521	354	167	2,348	2,324	24	325	114	24
9	543	388	155	2,386	2,383	3	341	92	19
10	552	420	132	2,291	2,285	6	332	99	14
11	527	430	97	2,141	2,233	△ 92	312	96	17
12	550	407	143	2,063	2,256	△ 193	336	129	16
13	505	431	74	2,058	2,190	△ 132	355	122	18
14	515	401	114	2,185	2,182	3	330	119	20
15	478	466	12	2,121	2,030	91	331	125	20
16	509	409	100	1,927	2,021	△ 94	268	140	17
平成16年 1月	35	42	△ 7	143	140	3	27	7	2
2	45	36	9	118	113	5	20	11	1
3	44	40	4	287	438	△ 151	36	14	—
4	39	40	△ 1	284	235	49	26	12	2
5	44	33	11	128	139	△ 11	19	6	1
6	45	29	16	98	134	△ 36	26	21	2
7	44	35	9	158	164	△ 6	24	14	2
8	43	24	19	163	129	34	10	12	2
9	43	34	9	150	120	30	14	10	1
10	42	30	12	149	132	17	24	14	2
11	35	36	△ 1	109	120	△ 11	24	4	—
12	50	30	20	140	157	△ 17	18	15	2

資料：市民課

年齢 3 区分別人口および指数

平成17年4月1日現在

総 数	0～14歳（年少人口）			15～64歳（生産年齢人口）		
	計（A）	男	女	計（B）	男	女
	%			%		
52,811	7,731 14.6	3,985	3,746	34,475 65.3	17,363	17,112

65歳以上（老年人口）			年少人口指数 (A/B)	老年人口指数 (C/B)	従属人口指数 (A+C)/B	老年化指数 (C/A)
計（C）	男	女				
%						
10,605 20.1	4,572	6,033	22.4	30.8	53.2	137.2

※総数には、年齢不詳含まず

統計いしおか 平成16年版より

乗車人員（ＪＲ東日本石岡駅・高浜駅）

単位：人

駅名	年次	乗車人員総数	一日平均乗車人員
石岡駅	平成11年	2,597,253	7,096
	12	2,541,909	6,964
	13	2,494,045	6,833
	14	2,443,675	6,695
	15	2,386,429	6,520
	16	2,340,745	6,413
高浜駅	平成11年	629,081	1,719
	12	598,871	1,641
	13	580,350	1,590
	14	563,195	1,543
	15	557,366	1,523
	16	553,340	1,516

資料：ＪＲ東日本水戸支社

乗車人員（鹿島鉄道）

単位：人

駅名	年次	乗車人員総数	うち定期	一日平均乗車人員
石岡駅	平成11年	399,080	221,070	1,100
	12	374,734	203,220	1,034
	13	363,315	194,220	995
	14	340,718	186,450	941
	15	328,667	180,120	906
	16	326,493	164,110	901

資料：鹿島鉄道㈱

鹿島鉄道1日平均乗降客数

年	13		14		15		16	
区分	乗車客数	伸率	乗車客数	伸率	乗車客数	伸率	乗車客数	伸率
石岡駅	1,777	△3.7	1,670	△6.0	1,603	△4.0	1,570	△2.1
南台駅	306	1.0	308	0.7	289	△6.2	293	1.4
東田中駅	778	△1.9	724	△6.9	699	△3.5	625	△10.6

資料：鹿島鉄道㈱

社会資本整備審議会 新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。(第一次答申) 概要

《都市機能の拡散と中心市街地の空洞化》

広域的都市機能のスプロール

自然環境の無秩序な破壊、予想外の交通渋滞の発生、ハイバス機能への障害、後追いのインフラ投資・維持管理コストの増大など、かつてのスプロールよりも広域かつ重大な影響

中心市街地の空洞化

中心市街地の居住人口の減少、商業機能の衰退、業務機能・文化交流機能における中心性の低下、空き店舗が空き店舗を呼ぶ悪循環

人口減少・超高齢社会

都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい都市構造の実現が必要

【都市構造改革】

集約型都市構造の実現

超高齢社会における都市機能へのアクセシビリティの確保、既存ストックの有効活用等による都市経営コストの抑制、多様な都市機能の集積による賑わいの創出、自然環境負荷の低減 等

集約拠点として中心市街地を再生

都市機能の集積、インフラ等の基盤整備、アクセシビリティの確保等の点で、多くの中心市街地は集約拠点としてふさわしい

地域が望ましいと思う目標を自ら選択し、都市機能の立地に際し、都市構造全体の目標に照らして適切かどうかを「よく判断」(ウェル・マネージ)することが必要

《都市構造改革の実現に向けた制度改善の方向》

広域的都市機能の適正立地〈都市計画制度〉

〔土地利用規制〕

- ・ 白地地域を含めて、広域的影響を考慮したゾーニングの強化
- ・ ゾーニングを住民参加のもと機動的に変更
- ・ 事業者等へ都市計画提案制度を拡充
- ・ 用途規制の緩和を行う地区計画制度の充実
- ・ 都市計画区域外の土地について、農地も含め土地利用の整序が必要な区域等に準都市計画区域を広く指定
- ・ 一市町村の視点だけでなく、広域的な観点からの適正立地を「よく判断」する手続

〔開発許可〕

- ・ 大規模計画開発の例外扱いを見直し
- ・ 病院等の公共公益施設も開発許可対象に追加

都市機能の集約のための誘導〈支援方策〉

〔多様な都市機能の集約への誘導支援〕

- ・ 中心市街地活性化法を総合的な制度体系へ転換
 - ・ 「選択と集中」の観点から、市町村の計画を国が選択、関係省庁と連携して集中的、積極的な支援
 - ・ 街なか居住の促進、広域的都市機能の立地促進
 - ・ 公共施設等集約立地のための条件整備、負担軽減
 - ・ 地権者を巻き込んだ都市機能集約を促進するための仕組み
 - ・ まちづくりの一環として行う都市交通施策
- 〔都市機能集約のための体制整備〕
- ・ 商業関係者に加え、専門家、地権者、まちづくり会社等の幅広い主体が参加する新たな組織の整備と支援制度の充実
 - ・ 中心市街地整備推進機構の拡充

中心市街地活性化法の改正の概要

目的・基本理念・責務

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進
【基本理念】 快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取り組む、それに対し国が集中的に支援を行う
【責務規定】 国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を新設

支援スキーム

基本方針
(基本方針に基づき市町村が作成)

基本計画
(基本方針に基づき市町村が作成)

基本計画に対する支援措置

- 市街地の整備改善
 - 土地区画整理事業の保留地の特例
 - 中心市街地整備推進機構の指定
 - 路外駐車場の特例
- 商業の活性化等
 - 中小企業基盤整備機構の業務特例

特定事業計画
(事業実施者は主務大臣に認定申請)

TMO構想
市町村認定※

市町村経由

TMO計画
経済産業大臣認定※

- 信用保証の特例
- 課税の特例
- 地方税の不均一課税

特定事業

特定事業に対する支援措置

- 中小企業基盤整備機構の業務特例
- 食品流通施設改善促進機構の業務特例
- 道路運送法の特例
- 貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法の業務特例
- 課税の特例
- 信用保証法の特例

支援スキーム

基本方針
(基本方針に基づき市町村が作成)

基本計画
(基本方針に基づき市町村が作成)

基本計画に対する支援措置

- 市街地の整備改善
 - 土地区画整理事業の保留地の特例【拡充】
 - 共同住宅供給事業に対する支援制度【新設】
 - 地方住宅供給公社の設立・業務の特例【新設】
- 商業の活性化等
 - 大店立地法の特例【新設】
 - 中小企業基盤整備機構の業務特例

認定特定民間中心市街地活性化協議会
(事業実施者は協議会での議論を経て、主務大臣に認定申請)

市町村経由

認定特定民間中心市街地活性化事業計画
※主務大臣認定

その他の支援措置

- 市街地の整備改善
 - 中心市街地整備推進機構の対象の拡大
- 商業の活性化
 - 大店立地法の特例の新設(特区設置の全面展開)

認定特定民間中心市街地活性化事業計画への支援措置

- 商業の活性化
 - 中小企業基盤整備機構の業務特例
 - 信用保証法の特例
 - 地方税の不均一課税
- 特定事業
 - 信用保証の特例
 - 食品流通施設改善促進機構の業務特例
 - 道路運送法の特例
 - 貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法の特例

（上記事業と一体的に行う事業）

新中活法における基本計画について

1. 位置付け

○国に送付するのみの仕組みから、内閣総理大臣の認定を受けることが必要な仕組みに変更。

2. 見直すべき記載事項

<追加記載事項>

○事業に関する記載として、商業活性化事業、市街地整備改善事業に加え、都市福祉施設整備事業と街なか居住促進事業を追加。

※大店立地法の特例措置を利用予定の場合には、商業の活性化の記載部分にその旨も記載。

○都市機能の集積促進に関する措置を記載。

- ・準工業地域に特別用途制限をかけて、大型集客施設の立地を抑制
- ・中心市街地に都市機能の集積を促す予算・税制等の支援措置

○明確な計画期間を記載。

<記載を改める事項>

○追加記載事項を踏まえ、市町村における中心市街地活性化の基本的な方針を記載。

○追加記載事項を踏まえ、中心市街地の位置・区域を記載(広くなりすぎないように設定)。

○追加記載事項を踏まえ、中心市街地活性化の目標(できる限り定量的な目標(通行量・売上高等))を記載。

○活性化事業(追加された2事業を含む。)を総合的かつ一体的に行うための、推進体制(中心市街地活性化協議会等)・事業実施上の留意点(事業の連関性等)などを記載。

3. 手続的な変更点

○基本計画を作成(変更)する際に中心市街地活性化協議会がある場合には、協議会から意見聴取。

○内閣総理大臣による認定は、申請後3ヶ月以内に処理。

○基本計画が認定を受けた場合には、その基本計画を公表し、都道府県・協議会等に写しを送付。

○認定基準に合致しなくなった場合には、認定が取り消される。

4. 認定基準

○法定要件は以下の3つ。

- ・国の基本方針との適合性(定量的な数値目標の有無等)
- ・基本計画の活性化効果に係る実効性(様々な事業が一体となって実施されること等)
- ・基本計画の実施の確実性(多様な関係者の参加度合い等)

○より詳細な基準については、閣議決定される基本方針に記載。

(資料提供：経産省)

中心市街地活性化協議会について

1. 趣旨

○事業の効果的かつ一体的な実施を図るために、様々な関係者が意見調整等を行う場として法制化。

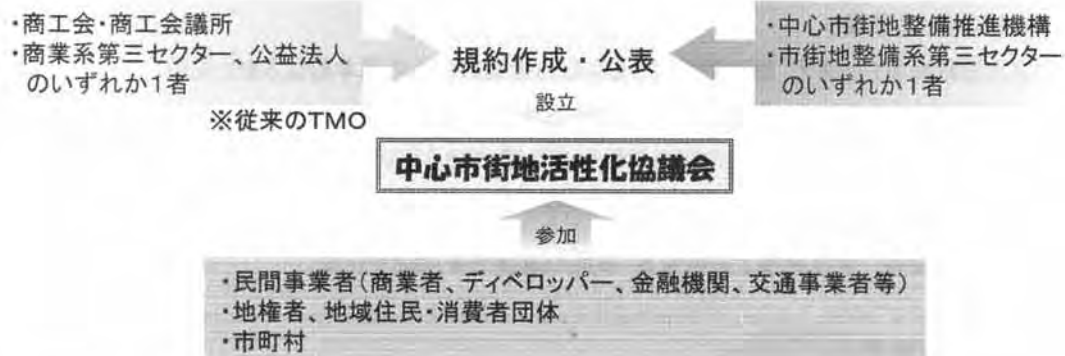
2. 役割

- 中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの司令塔として機能する。
- 市町村による基本計画の作成・変更・実施について、協議会としての意見を提出する。
- 国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

3. 設立手続

○都市機能の増進を推進する者と経済活力の向上を推進する者が共同で、規約を作成・公表することにより協議会を設立。

○その他の関係者も幅広く参加。



○協議会と民間事業者・地権者等は相互に、参加要請・参加申出ができる。

○従来のTMOは、協議会の設立等を通じ、協議会の中核的な役割を果たすことを期待。

4. その他

○協議会の構成員は、協議が調った事項について尊重義務がかかる。

○協議会は、中小企業基盤整備機構等に情報提供等を求めることができる。

○規約には、協議会が合議体として運営していく上で必要な事項を定める。

- (例)
- ・協議会の目的、名称、構成員、事務局体制等
 - ・決議方法、運営方法(定期会合の有無等)
 - ・その他当該協議会が必要と認める事項

○協議会が収益事業を行うことは前提としていないが、協議会の構成員が共同で会社等を設立して収益事業を行うことは可能。

(資料提供：経産省)

平成18年度 経済産業省 中心市街地支援措置

改正中心市街地活性化法に基づき実施される商業活性化事業に対して、以下の支援を重点的に実施する。

1. 予算支援措置 7,060百万円(政府原案)

(1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 【5,905百万円】

一商店街、商業者、民間事業者が地権者等の幅広い参画を得て、まちぐるみで取り組む商業活性化に係る事業(例:集客核施設の設置や地域コミュニティとの連携事業等)等に対する支援一

(2) 実効性確保・診断サポート事業 【524百万円】

一まちづくりの司令塔となる中心市街地活性化協議会等が行うタウン・マネジメント活動に対して専門家による診断・助言等を実施し、まちづくりの体制をバックアップ支援一

(3) 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【142百万円】

一中心市街地における商業・商店街の活性化を促進するため、中小企業診断士や大手小売業のOB人材など商業機能強化に有為なアドバイザーを派遣し、商業活性化を支援一

(4) 中心市街地商業等活性化支援業務委託事業 【489百万円】

一地域のリーダとなる人材の育成、ノウハウの蓄積を支援し、成功事例の水平展開を推進一

2. 税制支援措置

(1) 中小小売商業高度化事業に協力する地権者等の財産評価の適正化

一中小小売商業者の商業活性化への取組に空き店舗等の活用などで協力する地権者等の土地の財産評価を適切に反映するための措置一

(2) 中小小売商業高度化事業による土地の譲渡所得の特別控除

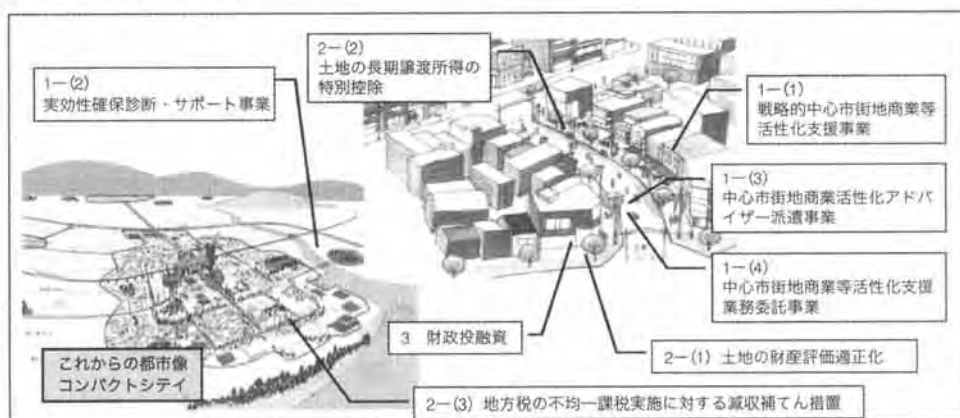
一中小小売商業者の商業活性化への取組に供する土地譲渡所得の1500万円迄を特別控除一

(3) 地方税の不均一課税実施に対する減収補てん措置

一商業基盤施設を設置する事業者に対する不動産取得税、固定資産税の軽減を地方公共団体が行った場合に、減収分の一部を補てんする措置の実施一

3. 財政投融资

中心市街地・商店街に出店・事業を行う商業者等の設備投資資金等に対する低利融資を実施する。



(資料提供：経産省)

地方都市の中心市街地活性化に関する 調査研究報告書

～ 廃線問題下で崖っ淵のまちなか再生 ～

発行日 2007年1月

発行者 社団法人中小企業診断協会茨城県支部
支部長 安 四 郎

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-2-51 小松ビル内

TEL 029-224-5086 / FAX 029-224-2522
